

平成27年2月12日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武田 義明



平成26年12月25日、神戸市環境影響評価等に関する条例第36条第1項により準用する第8条の7第2項の規定に基づき、市長から意見を求められた「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

I はじめに

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画は、今後休止予定である神戸製鉄所の高炉跡地において、約65万kW×2基（合計約130万kW）の石炭火力発電所を設置しようとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本計画の実施による環境影響に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議するとともに、現地調査を実施し、意見をとりまとめた。

市長は、この意見を勘案し、環境に及ぼす影響が最小限となるよう、事業者を適正に指導することが必要である。

なお、神戸市環境影響評価審査会としては、今後の環境影響評価手続の進捗に応じて、所要の審議を行い、改めて必要な意見を申し述べることとする。

II 意見

1 全般的事項

(1) 総論

本計画は、人口150万人を超える神戸市の住宅地近郊において、合計約130万kWの大規模な石炭火力発電所を増設する計画であるが、他の発電方法と比べて地球温暖化等への影響が大きいと言われている石炭火力発電所について、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書には、国等のエネルギー政策上の石炭火力発電所の位置付け、発電方法・出力等の計画の立案に係る検討経過等を明示する必要がある。さらに、それらの検討経過等を計画内容と共に、住民等の関係者に対して分かりやすく説明し、理解を得る必要がある。

(2) エネルギーの利用の効率化及び二酸化炭素排出量の低減

事業者は、本計画が国のエネルギー政策の方向性に則していること、関西電力株式会社に二酸化炭素排出係数の調整を委ねていること等から、二酸化炭素の排出に関して取り得る対策は限られていると説明しているが、大量の二酸化炭素を排出する施設の設置者として、二酸化炭素排出量の一層の低減対策を講じる必要がある。

ア 高効率な設備の導入

本計画により設置される発電所は、今後数十年に渡り稼働することが想定されることから、国の動向や技術開発の最新の状況を注視し、発電設備を決定する時点において、採用可能な高効率かつ二酸化炭素排出量の少ない設備を導入する必要がある。

イ 余熱等の有効利用

事業実施想定区域全体、さらにはその周辺地域も視野に入れて、発電に伴い発生する余熱等のエネルギーの有効利用について検討する必要がある。

ウ 二酸化炭素の回収等

二酸化炭素吸収源対策や二酸化炭素回収・貯留（CCS）等、今後の技術開発の進展による新たな対策についても、継続的に検討を進める必要がある。

なお、CCSについては、鉄鋼業界での高炉ガス中の二酸化炭素の回収等に関する研究や国における研究が進められている現状を踏まえ、事業者とし

ても、将来の技術の進展に応じ、研究成果の活用に努める必要がある。

(3) 周辺地域への環境保全対策

事業実施想定区域は電力需要地に近接しているため、送電によるエネルギー損失が少なくなるとともに、電力需要地への安定的な電力供給に資する等の利点がある一方、本計画は人口密集地かつ既に発電所及び製鉄所が存在する地域に、新たに大気汚染物質や温排水等の排出源となる施設を設置するものであることから、周辺住民の生活環境に及ぼす影響には特段に配慮する必要がある。

こうしたことから、事業実施想定区域全体として環境への負荷の低減を図るため、優れた環境性能を備えた最新設備の導入及び効率的な運転管理の実施等、既設の発電所及び製鉄所を含めた総合的な環境保全対策を実施する必要がある。

(4) 複数案に係る評価

本計画における複数案に関しては、煙突の高さについて、120m, 150m, 180m の3案を設定しており、大気質及び眺望景観の変化への影響の比較検討を行った結果、150mが適切であると評価しているが、その根拠が明確に説明されていないことから、方法書以降の図書において、評価を導いた根拠を明示する必要がある。

(5) 環境影響評価の実施の方針

事業実施想定区域においては、既設の発電所の設置の際、環境影響評価及び事後調査が実施されていることから、これらの調査・予測・評価等のデータをはじめ、今後の環境影響評価に資する入手可能な環境データを活用し、精度・信頼度の高い予測・評価を実施する必要がある。

(6) 災害時の対策

地震・津波・周辺火災等により、設備の損傷やこれに起因する周辺の生活環境への影響が生じないよう、災害時における対策についても万全を期する必要がある。

2 個別的事項

(1) 計画段階配慮事項として選定された項目

計画段階配慮事項として選定された項目については、現地調査及び文献調査

等により、規制及び環境保全対策技術開発の動向等、最新の情報を確認、整理し、講じるべき環境保全措置について、引き続き検討するとともに、方法書以降の手続において、さらに詳細な調査・予測・評価を実施する必要がある。

ア 大気質

石炭の燃焼により、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の大気汚染物質が排出されることから、採用可能な最新鋭の排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、集じん装置を導入し、大気汚染物質の排出を低減する必要がある。

なお、微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、現時点では拡散状況や寄与濃度を予測できる精度の高い手法が確立されていないが、国の動向等の最新の知見の収集に努め、可能な範囲で調査・予測・評価の実施を検討する必要がある。

イ 動物・植物

① 海域に生息する動物及び海域に生育する植物（以下「海域の動植物」という。）への影響の予測・評価については、近年の地球温暖化の影響や季節による水温差等の要因も考慮した上で、実施する必要がある。なお、予測・評価にあたっては、事業実施想定区域の周辺海域に貧酸素水塊が存在していることに留意する必要がある。

② 配慮書によると、事業実施想定区域の周辺海域には、重要な種、干潟、藻場、サンゴ礁等は存在しないとされているが、水質浄化や動植物の生息・生育空間の創出を目的として整備している、ポートアイランドⅡ期西側、神戸空港島周囲、神戸沖埋立処分場東側の緩傾斜護岸において、藻場の形成が確認されている。このため、これらを含めた海域の現況を調査した上で、予測・評価を実施する必要がある。

ウ 景観

① 景観については、配慮書において示された煙突の高さによる影響だけでなく、タービン建屋、煙突等の形状及び色彩等の影響を含めて、フォトモンタージュ等を用いた予測・評価を実施する必要がある。

② 事業実施想定区域内においては、法令に基づく必要な緑化を実施することはもとより、良好な景観の創造のための緑化に努める必要がある。

(2) 計画段階配慮事項として選定されなかった項目

計画段階配慮事項として選定されなかった項目については、事業特性、地域特性、住民等の意見及び今後の計画の具体化の内容等を、科学的かつ客観的に分析した上で、環境影響評価の項目を選定し、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

ア 水環境

配慮書においては、海水温の3°C以上上昇域の面積を把握するだけの簡易な予測に留まっているが、方法書以降の手続においては、地形及び潮流、既存施設の影響等を踏まえた上で、温排水の拡散予測を実施し、温度上昇分布を詳細に予測する必要がある。また、既設発電所の稼働後における事後調査等のデータを活用し、平面的な拡散予測に留まらず、3次元の拡散予測を実施する必要がある。

さらに、拡散予測結果を踏まえ、温排水による水環境及び海域の動植物への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

イ 温室効果ガス等

発電所の設置に伴い、事業実施想定区域全体から排出される二酸化炭素の大幅な増加が見込まれることから、方法書以降の手続において、既設の発電所及び製鉄所も含めた対策及び二酸化炭素排出量について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

